

○都城市都市計画審議会及び都城市みどりと景観のまちづくり審議会の公募委員の選考に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、都城市都市計画審議会条例（平成18年条例第26号）第3条第2項第4号に規定する市民及び都城市みどりと景観のまちづくり条例（平成25年条例第38号）第8条第2項第3号に規定する市長が必要と認める者の委員の一部を市民の公募により選考するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(公募委員の人数)

第2条 次の各号に掲げる審議会の公募により委嘱する委員（以下「公募委員」という。）の人数は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 都城市都市計画審議会 3人以内
- (2) 都城市みどりと景観のまちづくり審議会 2人以内

(公募方法)

第3条 市は、公募に当たり、募集要項を策定する。

2 市は、前項の募集要項又は募集要項の案内を市のホームページ又は広報誌に掲載し、公募を行う。

(応募資格)

第4条 公募委員に応募することができる者は、本市に住所を有する者であって、年齢が募集要項に定める期日において満20歳以上の者とする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 国及び地方公共団体の議会の議員
- (2) 常勤の国家公務員及び地方公務員
- (3) 市の附属機関等の公募による委員

(応募方法)

第5条 公募委員に応募しようとする者は、都城市都市計画審議会委員応募申込書（様式第1号）又は都城市みどりと景観のまちづくり審議会委員応募申込書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 公募委員の応募をしようとする者は、前項に掲げる書類を公募期間の末日まで

に都市計画課に持参又は郵送（当日消印有効）若しくは電子メールにより提出するものとする。

3 前項の規定により提出した書類は、返却しないものとする。

（選考委員会の設置）

第6条 公募委員の候補者を選考するため、選考委員会を設置する。

2 選考委員会は、土木部長、土木部都市計画課長、土木部都市計画課副課長、土木部都市計画課担当主幹により構成するものとし、委員長は、土木部長をもって充てる。

（選考の方法）

第7条 公募委員の候補者選考に当たっては、第5条第1項の規定により公募委員の応募者から提出された書類を審査するものとする。

2 前項の場合において、選考委員会が必要と認めるときは、面接を行うことができる。

3 前項の規定により面接を行う場合は、選考委員長が、面接を行おうとする者に対して日時と場所を通知するものとする。

（評価の方法）

第8条 前条第2項の面接に対する評価は、次に掲げる5段階評価とし、募集要項に定める審査項目それぞれに対する評価点の合計値で点数の高い者から選考する。

評価	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
普通	3
劣っている	2
非常に劣っている	1

2 前項の規定にかかわらず、募集要項に定める審査項目のうちいずれか一つ以上の審査項目について選考委員会委員の評価点の平均点数に3点未満の項目があった者は、候補者として選考しないことができる。

(選考後の手続)

第9条 委員長は、前2条の規定により選考した公募委員の候補者を市長に報告するものとする。

2 市長は、公募委員を決定したときは、全ての応募者に選考の結果を通知するものとする。

(公募による選考ができなかったとき等の取扱い)

第10条 選考委員会の委員長は、応募者がなかったとき、応募者があったが公募委員の定数に達しなかったとき又は前条の候補者が定数を満たしていないときは、公募制によらず市民の中から候補者を選考することができる。

(事務局)

第11条 公募委員の選考及び選考委員会に係る庶務は、土木部都市計画課において処理する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

この要綱は、令和6年4月19日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

都城市都市計画審議会委員応募申込書

提出日 年 月 日

ふりがな			性別	男・女
氏名				
生年月日	年 月 日 生			
住所	〒		連絡先	( )
年	月	学歴・職歴（学歴は最終学歴を記入して下さい。）		
年	月	免許・資格		
現在、属している団体等がある場合は、その団体名				
<p>※「性別」、「生年月日」、「学歴・職歴」欄は、幅広い年齢層、分野、性別から委員を選任するために記入していただくものです。</p>				



様式第2号（第5条関係）

都城市みどりと景観のまちづくり審議会委員応募申込書

提出日 年 月 日

ふりがな			性別	男・女
氏名				
生年月日	年 月 日 生			
住所	〒		連絡先	( )
年	月	学歴・職歴（学歴は最終学歴を記入して下さい。）		
年	月	免許・資格		
現在、属している団体等がある場合は、その団体名				
<p>※「性別」、「生年月日」、「学歴・職歴」欄は、幅広い年齢層、分野、性別から委員を選任するために記入していただくものです。</p>				

